

環境保全協定書（案）

町田市（以下「甲」という。）と周辺の町内会及び自治会（以下まとめて「乙」という。）は、甲が、町田市下小山田町3160番1外（町田リサイクル文化センター敷地内）に建設する熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟及びストックヤード棟等（以下まとめて「熱回収施設等」という。）の施設運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互理解のもとその協調・信頼関係を強化し、もって熱回収施設等の周辺地域住民（以下「地域住民」という。）の健康及び安全を確保するとともに、熱回収施設等の周辺地域（以下「周辺地域」という。）の生活環境を保全することを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 甲は、関係法令を遵守するとともに、信義に従い誠実に本協定を履行する。

（処理対象ごみ）

第3条 熱回収施設（焼却施設）の処理対象ごみは、燃やせるごみ、不燃・粗大ごみ破碎後残さ等の一般廃棄物とする。

2 不燃・粗大ごみ処理施設の破碎・選別対象ごみは、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物とする。

3 バイオガス化施設の処理対象ごみは、燃やせるごみから選別した生ごみ等とする。

（他の自治体のごみの受入れ）

第4条 甲は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱、今後策定される町田市災害廃棄物処理計画等に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請による他の自治体のごみを熱回収施設等で受け入れ、処理することが出来る。

2 甲は、前項に基づき他の自治体のごみを受け入れるときは、事前に乙に通知する。

（施設能力）

第5条 熱回収施設等の各施設の施設能力は、次の各号のとおりとする。

(1) 熱回収施設（焼却施設）は258 t/日（129 t/日×2炉）

(2) バイオガス化施設は50 t/日

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設は47 t/5h

2 甲は、熱回収施設等の全部若しくは一部を廃止し、又は処理対象ごみの種類、処理方法及び前項の施設能力を変更しようとするときは、あらかじめその内容について乙と協議する。

(ごみ運搬車両の運行に対する措置)

第6条 甲は、熱回収施設等にごみを搬入し、又は熱回収施設等からごみ等を搬出する車両（以下「ごみ運搬車両」という。）の運行等について、周辺環境の悪化を生じさせないように、次の各号の措置を講ずる。

- (1) 熱回収施設等の周辺道路の安全確保及び周辺地域の環境保全のため、ごみ運搬車両の運行管理及び搬出入路について、適切な指導を行う。
- (2) ごみ運搬車両は、定期的に点検整備を行い、整備不良による事故を防止するとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両については、低公害車の導入に努める。
- (4) 交通誘導員の配置等により、ごみ運搬車両を適切に誘導する。

(自主規制値の遵守)

第7条 甲は、熱回収施設等の稼働に際し、環境保全に努めるため、別表に掲げる排出ガス等の自主規制値を遵守する。

2 臭気については、ごみピット等から臭気が漏れないよう十分な対策を講じるとともに、別表に掲げる数値を遵守する。

(排出ガス等の測定)

第8条 甲は、熱回収施設等の稼働に伴って発生する排出ガス、騒音、振動、悪臭（以下「排出ガス等」という。）の各数値を測定する。

2 前項の測定項目、方法、回数等は別表のとおりとし、熱回収施設等の運転に必要な排出ガスの測定については原則、連続測定を行う。また、騒音や振動値においては、何らかの支障が発生した場合はその時点において測定を行う。

(情報公開)

第9条 甲は、前条による測定結果を、熱回収施設等において掲示するほか、甲のホームページで公開する。

- 2 甲は、熱回収施設等の年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績を、乙に報告する。
- 3 前2項のほか、甲は、熱回収施設等の稼働状況、運営状況等を市民が容易にモニタリングできるよう、熱回収施設等の維持管理に関する情報を甲のホームページで公開する。

(施設への立入)

第10条 乙は、地域住民の健康被害の防止及び周辺地域の生活環境保全のため必要があると認めるときは、事前に甲と協議の上、甲と共に熱回収施設等に立ち入ることが出来る。

(事故時の措置及び報告)

第11条 甲は、熱回収施設等における事故に対する緊急対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」等を参考に作成し、熱回収施

設等に保管する。

- 2 甲は、熱回収施設等において周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、ただちに当該事故等の状況について乙に報告し、講じる措置について事前に乙に通知する。また、措置を講じ、周辺地域への影響が無くなった時点においても、乙に事後状況の報告を行い、今後の再発防止処置についても講ずる。
- 3 前項の場合、甲は、事故記録等を含めた防災管理報告書を作成し、必要な期間保存する。

(自主規制値超過時の措置)

- 第12条 甲は、熱回収施設等の稼働において、排出ガスの数値が別表に掲げる自主規制値を超えた場合は、熱回収施設等の稼働を停止し必要な措置を講ずる。
- 2 前項により熱回収施設等の稼働を停止した場合、甲は、自主規制値超過の原因を調査し、これに対する適切な措置を講じて安全を確認した上でなければ、熱回収施設等の稼働を再開してはならない。
 - 3 甲は、前項の調査結果及び講じた措置については、再発防止措置も含めて乙に報告する。

(苦情処理)

- 第13条 甲は、熱回収施設等の稼働に関し、地域住民から苦情の申出等があった場合には、速やかにその事実の有無を確認し、その原因の調査を行った上で、適切な措置を講ずる。
- 2 甲は、前項の確認及び調査の結果並びに講じた措置について、乙に速やかに報告する。

(損害賠償)

- 第14条 甲は、熱回収施設等におけるごみ等の搬出入並びに熱回収施設等の設置及び稼働に起因し、甲の責に帰すべき事由により地域住民に健康被害を及ぼした場合は、誠意を持ってその賠償を行う。

(運営協議会及び専門委員会の設置)

- 第15条 熱回収施設等の稼働に伴い、甲は、(仮称)町田市熱回収施設運営協議会設置要領(案)に基づき、(仮称)町田市熱回収施設運営協議会を設置する。
- 2 甲は、熱回収施設等の稼働に伴う地域住民の健康被害の防止及び熱回収施設等の稼働状況に関する重大な事項が生じた場合には、速やかに専門委員会を設置することが出来る。
 - 3 甲は、前項に基づいて設置した専門委員会の構成及び、調査に基づき審議した内容等について乙に報告する。

(有効期間)

- 第16条 本協定の有効期間は、熱回収施設等の稼働開始後、その稼働が停止

するまでとする。

- 2 甲は、熱回収施設等の稼働開始から15年経過後に、その後の熱回収施設等の稼働期間及びその維持管理について、乙と協議を開始する。

(協議事項)

第17条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、又は本協定に定めのない事項及びその他の変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定する。

- 2 本協定に基づく、甲乙間の通知、報告、協議等は、原則として、甲が設置する(仮称)町田市熱回収施設運営協議会において行う。

この協定の締結を証するため、甲と乙がそれぞれ記名押印し、甲と乙が各1通を保有する。

【町内会及び自治会の表示】

もみじ台町内会	忠生中央町内会	桜美林台自治会	下小山田町内会
上小山田町内会	常盤町内会	清住平自治会	函師町内会
馬駈自治会	忠生自然自治会	忠生忠霊地区自治会	忠生四丁目町内会
矢部町町内会	根岸町内会	小山田桜台自治連合会	

年 月 日

【甲】

東京都町田市森野2丁目2番22号
町田市 市長 石 阪 丈 一

【乙】

もみじ台町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
忠生中央町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
桜美林台自治会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
下小山田町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
上小山田町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
常盤町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ

清住平自治会	会長	○	○	○	○	㊟
函師町内会	会長	○	○	○	○	㊟
馬駟自治会	会長	○	○	○	○	㊟
忠生自然自治会	会長	○	○	○	○	㊟
忠生忠霊地区自治会	会長	○	○	○	○	㊟
忠生四丁目町内会	会長	○	○	○	○	㊟
矢部町町内会	会長	○	○	○	○	㊟
根岸町内会	会長	○	○	○	○	㊟
小山田桜台自治連合会	会長	○	○	○	○	㊟

別表

(1) 排ガスの排出基準

大気汚染防止法及び、ダイオキシン特別処置法に基づく法令

項目	焼却炉			
	規制	規制数値	測定方法	測定頻度
ばいじん	法令	0.04 g / m ³ _N 以下	法令で定められた方法	1回/2ヶ月
	自主	0.005 g / m ³ _N 以下		1回/2ヶ月
窒素酸化物 (NO _x)	法令	250ppm 以下		1回/6ヶ月
	自主	30ppm 以下		1回/2ヶ月
硫黄酸化物 (SO _x)	法令	580ppm 程度		1回/6ヶ月
	自主	10ppm 以下		1回/2ヶ月
塩化水素 (HCL)	法令	430ppm 以下		1回/6ヶ月
	自主	10ppm 以下		1回/2ヶ月
水銀	法令	0.03mg / m ³ _N 以下		1回/6ヶ月
	自主	0.03mg / m ³ _N 以下		1回/2ヶ月
ダイオキシン類	法令	0.1ng-TEQ / m ³ _N 以下		1回/1年
	自主	0.01ng-TEQ / m ³ _N 以下		1回/6ヶ月

項目	ガスエンジン発電機			
	規制	規制数値	測定方法	測定頻度
ばいじん	法令	0.02 g / m ³ _N 以下	法令で定められた方法	1回/5年
	自主	0.005g / m ³ _N 以下		1回/2ヶ月
窒素酸化物 (NO _x)	法令	257ppm 以下		1回/6ヶ月
	自主	30ppm 以下		1回/2ヶ月
硫黄酸化物 (SO _x)	法令	-		-
	自主	10ppm 以下		検討中
塩化水素 (HCL)	法令	-		-
	自主	10ppm 以下		検討中
水銀	法令	-		-
	自主	0.03mg / m ³ _N 以下		検討中
ダイオキシン類	法令	-		-
	自主	0.01ng-TEQ / m ³ _N 以下		検討中

(2) 騒音基準

「騒音規制法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第一種低層住居専用地域：第一種区域）の規制基準以下とする。

朝（6～8時）	40dB(A)以下	測定方法： 法令で定められた方法	測定頻度：1回/年
昼間（8～19時）	45dB(A)以下		
夕方（19～23時）	40dB(A)以下		
夜（23～6時）	40dB(A)以下		

(3) 振動基準

「振動規制法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第一種低層住居専用地域：第一種区域）の規制基準以下とする。

8～19時	60dB以下	測定方法： 法令で定められた方法	測定頻度：1回/年
19～8時	55dB以下		

(4) 悪臭基準

「悪臭防止法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第一種低層住居専用地域：第一種区域）の規制基準以下とする。

敷地境界	臭気指数：10	測定方法： 法令で定められた方法	測定頻度：2回/年
------	---------	---------------------	-----------

(5) 排水基準

「下水道法」及び「町田市下水道条例」に基づく規制基準以下とする。